

松山地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1 日 時

平成20年2月20日（水）午後2時から午後4時まで

2 場 所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委 員） 上野公裕，春日通良，黒田徹三，高橋正，玉井建三，
藤川研策，古崎孝司，宮本寿，真木啓明
祖母井明（欠席）

（事務担当者） 原事務局長，松本民事首席書記官，中村刑事首席書記官，
松井総務課長，名越総務課課長補佐，宇都宮総務課主任

4 議 事（ 委員長， 委員， 事務担当者）

(1) 松山地方裁判所長あいさつ

(2) 平成19年11月14日（第11回松山地裁委員会）実施の模擬評議につ
いての追加意見・感想等

地裁委員会委員のようなもの分かりのよい裁判員だけでなく，世間の
実相に近い裁判員役で模擬評議を行うことも必要。

(3) 平成19年11月21日に実施されたの模擬選任手続について刑事首席書
記官から結果報告

松山近郊の29企業・団体を訪問して提出してもらった従業員名簿（模
擬裁判員候補者名簿）の中から60人の模擬裁判員候補者に呼出状を送
付して模擬選任手続を実施したということだが，それらの企業・団体は
裁判員制度にある程度理解のある事業所といえるであろうから，そこか
ら選出された模擬裁判員候補者であれば，成功するのはむしろ当然の帰
結といえるものであり，その結果で楽観視しないことが大事である。

市内電車の中や市内の大型スクリーンで検察庁単独で制度周知広報を

しているのを目にするが、裁判所が咬んでいないのがむしろ奇異に感じる。

法務省は一般制度広報面中心，裁判所は裁判員選任手続面中心と，省庁別に広報担当部門の棲み分けをしている。

(4) 「裁判員制度リレーフォーラムinえひめ」の開催状況について総務課長から結果報告

平成19年10月から平成20年2月にかけて，松山を初めとする県内主要都市で8回にわたるミニフォーラム（裁判員制度広報用映画上映会または模擬評議）を実施し，成果は上がったが，集客に苦労したということであるが，現状を見ると，まだまだ進んでフォーラムに参加してもらうことを期待するのは難しい面があろう。県民にはまだまだ制度に無関心な人も多く，それを踏まえた広報を展開する必要がある。

フォーラムだけでなく，従前から実施しているような各種団体や学校等からの依頼を受けた制度説明の出前講義は実施しているのか。

裁判官や管理職員等による出前講義も継続的に実施している。ただ，平成18年度に40件を超えてオファーがあったものが，平成19年度には15件程度に目減りした。一般的制度周知面では，それだけ浸透度が増し，説明ニーズも少なくなってきたのではないかと考えられる。

(5) 平成20年2月26日～28日にかけて実施予定の本格的模擬選任手続・模擬裁判の概要について刑事首席書記官から説明

企業・団体から提出された従業員名簿を使って22人の模擬裁判員候補者を呼び出し，模擬選任手続と引き続いて3日間の本格的模擬裁判を実施し，内容的にも責任能力が争点となるかなり難しい事案を取り上げるということは分かった。また，呼び出しの時には裁判員従事期間だけを知らせて，事件名も内容も知らせないということであるが，いざ，裁判所に来てみて，責任能力が問題となるような難しい事案だと聞かされると裁判員役

の人は抵抗感が強いのではないか。その辺りのケアも考えておいた方がよいのではないか。

協力的企業・団体の従業員だけでなく、そうでない階層から裁判員役を選出しての模擬裁判も試してみる必要があるだろう。

今回は、第1次的に大企業・団体を中心に協力依頼をして提出してもらった450人程度の名簿に加えて、第2次的に中小企業・団体を中心に協力依頼をして提出してもらった170人程度の名簿も合わせた中から、裁判員候補者を選出している。

また、今後、さらに零細企業等の参加障害事由の顕著な団体や主婦層、PTA、商店会、サークル団体等の世間の実相に合うような団体にも名簿提出に協力をお願いし、それらも加味した名簿の中から裁判員候補者を選任し、実際の裁判員裁判に近い形態での模擬裁判を実施していくことを考えている。

(6) 平成20年3月14日に実施予定の裁判員対応模擬裁判の概要について刑事首席書記官から説明

裁判員裁判が実施された場合に、本来の裁判手続の流れの中はもとより、総務課や会計課等の各セクションにおいて、裁判所職員が裁判員や裁判員候補者と対応する上で、様々な問題が生じてくる可能性がある。そこで、各セクションにおいて起こりうる問題を想定して、裁判所職員が裁判員候補者役となってロールプレイングを行い、適切な対応はどうかあるべきかを検証・分析するための模擬選任手続・模擬裁判を行い、本番に備えようというものである。

そのような対応訓練については、松山地裁だけの問題ではなく、全国的なものであり、最高裁主導の一定の指針が必要ではないかと思うが、この模擬選任手続・模擬裁判は、最高裁の指示で実施するのか、松山地裁独自で実施するのか。

今後、最高裁から一定の指針は示されると思うが、今回は、それに先駆けて、松山地裁独自でこの模擬裁判を実施するものである。

< 意見交換テーマ：裁判所職員の接遇の在り方について（裁判員候補者に対する接遇を中心として） >

裁判所の正面玄関を入ったときに、守衛の方に凝視されると、余計に緊張する場合がある。民間企業のように、受付に女性を配置したり、男性でも爽やかな笑顔で迎えてもらったりするなどして、来庁者ができるだけ柔らかなイメージを抱けるような配慮を考えることも必要ではないか。

初めて裁判所に来た裁判員候補者が不安を持たないように、正面玄関を入ると待合室の所在が明確に分かるような案内表示を工夫するなどの配慮が必要ではないか。

裁判員候補者として来庁したことを正面玄関で案内担当者に告げることなく、待合室に誘導するような工夫が必要である。自分が裁判員候補者として来庁したことをできるだけ明らかにしたくないと思う人が多いのではないか。

裁判員の昼食代は自弁の予定ということであるが、裁判所周辺で食事ができる所を知らない人や昼休みくらいは外に出て気分転換したいという人もいるであろうから、裁判所近隣の飲食店マップを用意したり、また、可能であれば弁当の手配を受け付けるなどの配慮が必要ではないか。

裁判員に選ばれた人よりも、選ばれなかった候補者への配慮が重要になると思う。

裁判員等に支払う旅費・日当等については銀行振込が主流になると思われるが、中には振込口座を告げること自体を嫌がる人もいるのではないか。

事情聴取で参考人を呼び出したときにも旅費・日当等を銀行振込で支払うが、これまでそのようなトラブルが生じた記憶はない。

裁判員と違って補充裁判員は、裁判所の求めに応じて発言することはできるが、主体的発言権と評決権はない。補充裁判員になるのなら辞めたいという人

も出てくるかも知れない。むしろ，補充裁判員に対する配慮が必要になってくるのではないか。

裁判員は事件の当事者ではなく，また，選挙人名簿から無作為に選ばれるものである。調停委員のような一定の選考手続があるわけでもなく，用務の大半は3日間程度で終わってしまう。そのような状況下での裁判員との付き合い方は非常に難しい。待遇についても，まだまだ検討課題が多い。

裁判員候補者に選任された人の中には，実際に裁判を担当する前に，一度，裁判傍聴をしておきたいという意向を示す人もいるであろう。現在の一般傍聴をベースにしながらも，呼出状に一般傍聴案内の文言を添えるなどして，裁判員候補者に特化したサービス等の配慮を考えてもよいのではないか。

裁判員候補者の多くは勤労者であろうから，裁判員候補者への対応で配慮を欠くと，その背後にある企業や家族の裁判員制度に対する信頼度にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。この点は押さえておくべきであろう。

5 次回のテーマ等

「調停委員の選任手続，人材確保，育成について」

6 次回期日

平成20年6月3日（火）午後2時から午後4時まで